

自由民主党 御中

若者政策に関する政策提言

2022年3月30日

日本若者協議会

## 目次

はじめに (P1～P2)

## 個別テーマ

1. 労働・社会保障 (P2～P8)
2. ジェンダー (P8～P16)
3. 教育 (P16～P25)
4. 若者の政治参加 (P26～P30)

まとめ (P31)

## はじめに

日本若者協議会は、「若者の声を政治に反映させる」ために超党派で政策提言・協議を行っているアドボカシー団体である。

近代日本では、戦後の高度経済成長期を「成功モデル」に、キャリアの歩み方や家族のあり方など、生き方が「標準化」されてきた。それに沿って、社会制度や価値観が形成されてきたが、21世紀初頭から急速に世界の変化が早まる中でも、大きくは変わっていない。

画一化された学校に、偏差値に基づいた学校選択、安定を求めた新卒での就職、長時間労働で雇用流動性が低い、幼少期から現役世代までほとんど余暇がなく、老後にわずかの余暇を楽しむ。

しかしそうした、レジリエンス（困難な状況にうまく適応すること）に欠ける社会を構築した結果、国家として30年以上低成長を続け、個人の幸福度も低い結果となっている。

国連児童基金（ユニセフ）の「子どもの幸福度に関する調査」（2020年）によると、先進国など38カ国のうち、日本は身体的健康が1位なのに対し、精神的幸福度が37位で、生活満足度が下から2番目となっている。また、国連持続可能な開発ソリューションネットワーク「幸福度ランキング」（2022年）で、日本は54位となっている。その大きな理由として、「人生の自由度」と「他者への寛容さ」が低いことが指摘されている。

実際、2万人の日本人の調査をもとにした「幸福感と自己決定－日本における実証実験」（独立行政法人経済産業研究所、2018年）によると、幸福感に与える影響力として、健康、人間関係に次ぐ要因として、所得、学歴よりも「自己決定」が強い影響を与えるという。特に日本では「人生の選択の自由」の変数値が低く、自己決定度の高い人の幸福度が高い傾向にある。

自分のことは自分で決めるという自己決定権を尊重するために重要なのは、社会として選択の幅を広げること、選択のハードルを下げることである。

以上の問題意識を踏まえ、日本若者協議会では、若者に大きく関係するテーマについて、以下の内容を提言する。

## テーマ1：労働・社会保障

福利厚生社会化と経済成長を実現するための規制改革（北欧の「フレキシキュリティ」を参考に）

これまで日本では、現役世代への社会保障は主に企業が福利厚生として負担し、政府の社会保障制度は主に引退後の高齢世代を対象としてきた。

しかし、企業の体力がなくなり、福利厚生が縮小していることに加え、核家族、共働き世帯、福利厚生が対象外の非正規雇用も増えてきたことから、現役世代への社会保障を拡充させる必要性が増している。そうした背景から、第二次安倍政権では「全世代型社会保障」が打ち出され、子育て環境を中心に充実化してきている。

子育てを支援する家族関係政府支出は2014年度6.1兆円から2019年度9.6兆円に増えており、待機児童が減少するなど、この点は高く評価したい。

一方、現役世代への家賃補助や職業訓練など、まだまだ遅れている分野もあり、勤務先や雇用形態に依存しない公共サービスを拡充すべきである。

日本は30年程度、経済低迷が続いている。結果的に、中間層の所得も全体的に没落しており、低所得世帯ほど結婚できない、子どもがいない、という結果になっている。総務省「就業構造基本調査」によると、1997年に年収400万円以上あった30歳代前半の男性の割合は58.8%だったが、2017年には43.2%まで下がっている。

こうした現状を改善し、底上げするためには経済成長が欠かせない。そのためには新しい産業を作る必要があるが、日本ではいまだに上場企業の設立年で最も多い期間が1945年～1954年と、戦後初期以降、大きな構造変化を起こせていない（米国は1995年～2004年）。産業の新陳代謝を進めるためには、スタートアップへの支援を強化するとともに、既存の規制改革を進め、中小企業への支援も見直す必要がある。

そうした観点から、以下提言していく。

#### **(1) 現役世代への家賃補助**

日本では企業の福利厚生として住宅手当が出されてきたこと、住宅ローン減税を充実させてきたことを主な背景に、現役世代への家賃補助がほとんど行われていない。しかし、近年福利厚生が縮小し、対象外の非正規雇用も増えてきたことから賃貸利用者への支援が不足している。賃金低迷により、日々の生活費を稼ぐことに精一杯で、転職活動やそれに向けたスキルアップの時間を確保することも難しい。また、新築を建てる余裕もなくなってきており、住宅ローン減税は逆再分配政策となっている。

住宅手当がGDPの1.4%を占めるイギリスを筆頭に、OECD諸国の多くの国で公的な住宅手当が導入されており、コロナ禍により新たに住宅支援制度を拡充する国も増えている。しかし日本では、「住居確保給付金」の対象が拡大されたものの、原則として学生は対象外になったままである。日々の暮らしによって、若い世代の大きな負担となっているのは賃貸費用であり、現役世代への家賃補助を拡充すべきである。

## **(2) 職業訓練の大幅拡充**

2000年代後半以降、企業が持つ現金・預金が増える一方で、研修費や資格取得の補助などの社員向けの教育訓練費は大幅に減っており、2016年時点の企業の社員一人あたりの教育訓練費は1991年比で33%減っている。GDPに占める企業の能力開発費の割合を見ても、米国の2.08%やフランスの1.78%、ドイツの1.2%に比べ、日本は0.1%しかない（2010～2014年の平均。1995～1999年の平均でも0.41%しかない）。

また、政府の積極的労働市場政策支出は、2014年度8,180億円から2019年度8,303億円とほぼ変化がない。政府予算に占める支出割合にしても、デンマークの1.8%程度をはじめ、欧州各国は積極的労働市場政策に1.5%前後割いているのに対し、日本は0.6%程度である。

資源国ではない日本にとって、人こそが重要な「資源」であり、企業に職業訓練への資金提供を促すとともに、政府としても人的投資をもっと強化すべきである。

また、例えば大学院に入り、学び直しをしようとしても、授業料が高額だけでなく、その間収入がなくなるため、前年度所得にかかる納税が重い負担となる。そのため、リカレント教育に利用できる税額控除の導入を求めたい。

## **(3) 求職者支援制度の拡充**

日本では雇用保険に入っていない求職者向けに、「求職者支援制度」が存在するが、職業訓練受講給付金を支給するための要件が厳しく（本人収入が月8万円以下など）、もっと使いやすい仕組みにし、転職のハードルを下げていくべきである。

## **(4) 産官学連携の人材育成の仕組みや公労使連携の再就職支援組織の創設**

北欧では、ジョブセキュリティーカウンスルと呼ばれる、労使連携で設けた再就職支援組織がある。不採算事業の整理のために転職・再就職を余儀なくされる労働者に、伴走型で支援するアドバイザーの手厚い支援が付き、働き手も新たな環境での再スタートを前向きに捉えている。日本でも、これを参考に政府がコーディネーター役として関わり、公労使連携の再就職支援組織を創出すべきである。

## **(5) 社会保障の実効性向上・効率化を進めるためにマイナンバーの活用**

コロナ禍において、所得と資産を正確に把握できていないことにより、スピーディーに、きめ細やかな支援を実施できなかったことは記憶に新しい。

所得再分配をより強化するために、マイナンバー制度をより推進し、正確な所得把握をした上で、就労支援型の「給付付き税額控除」を導入すべきである。

また、北欧など、デジタル化が進んでいる国々では、国民一人一人に公的な口座が作られ、給付金などが素早く支給されるインフラが整備されている。日本もこうしたインフラを整備し、世帯単位ではなく、個人に直接支給できるようにすべきである。

## **(6) 育児休業給付の一般会計化**

現在、育児休業給付の財源は、雇用保険特別会計となっており、失業給付など雇用のセーフティネットにもなっている。しかし、育児休業給付が右肩上がり増加していることから、財源が足りなくなりつつあり、雇用保険の負担増が検討されている。

しかし、こうした子育てに関する経済的支援は、本来雇用保険の加入の有無に関係なく、行われるべきであり、一般会計で予算措置すべきであると考える。

## **(7) 児童扶養手当の所得制限限度額・支給月額引き上げ**

母子世帯では母親の就業率は84.5%と先進国の中で最も高いにも関わらず、収入は児童扶養手当や児童手当等を合わせても年間243万円にとどまっており、貧困率は58%と、世界的にも突出して高くなっている。そこで、児童扶養手当の全額支給の所得制限限度額を例えば160万円から200万円に、全額支給月額42,500円を6万円に底上げすべきである。

## **(8) 児童手当の高校生まで延長**

児童手当は、日本国内に住む0歳から中学卒業（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人に支給されているが、高校進学率が上がる中で（2021年度、98.9%）、実質的に高校生まで子育て期間となっている。こうした状況の変化を踏まえて、児童手当の期間を高校卒業（18歳の誕生日後に迎える3月末）までに延長すべきである。

## **(9) 退職所得控除の縮小**

現状は、勤続年数が長いほど、退職所得控除額が大きくなる設計になっているが、今後は様々な生き方がしやすい環境を整備すべきであり、長期雇用を推奨する現状の設計はそぐわない。そのため、退職所得控除を縮小し、政府は様々な働き方に対してフラットになるべきである。

## **(10) 解雇ルールの明示化**

日本では長年解雇規制の議論がタブー視され、雇用維持が重視されてきた。しかし結果的に、失業率は先進国の中で最も低い国に分類されるが、賃金は20年以上停滞を続けており、一人当たりGDP、生産性など軒並み先進国で低い国に分類される。また正社員の解雇が難しいために、非正規雇用が「調整弁」のように使われており、正規・非正規の格差を生んでいる。こうした硬直化した経済状況を変えるためには、正規・非正規の格差を是正し、雇用の流動性を高め、産業転換も促していくべきである。

一方、近年体力のなくなってきた大企業では、正社員の解雇ができないがために、「希望退職」を募る形で、人員整理を進めている（実質的な解雇の金銭的解決）。しかしこれでは、転職しやすい優秀な社員の方が退職する可能性が高く、企業にとっては必ずしもプラスではない。

また中小企業では、不当な解雇が行われるケースも稀ではなく、ドイツやスウェーデンのような金銭補償基準を法定した方が、雇用者、被雇用者双方にとって、メリットが大きいのではないか。

## **(11) サービス残業・長時間労働の是正**

サービス残業（賃金不払い残業）は、労働基準法32条に違反し、懲役6カ月または30万円以下の罰金に処せられることになっている。しかし、発覚しなければ問題視されることもなく、摘発を受けても、その時点で本来支払うべき賃金を支払えば済んでしまうため未だに横行している。そのため、法に違反している企業への罰則強化、労働基準監督署の人員を強化し、サービス残業の是正、長時間労働の是正を早期に推進すべきである。

## **(12) 中小企業への一律保護施策の見直し**

就業者数の約7割、総付加価値額の5割以上を占める中小企業の成否は日本経済に大きな影響を与える。

そうした中で、中小企業は「弱い」という前提のもと、手厚い保護施策が講じられてきた。一方、中小企業こそが生産性が低く、改革が必要だという意見もある。実際、大企業と中小企業の付加価値伸び率の差分をみると、格差は広がる一方となっている。また、日本の開廃業率は、欧米（10%前後）の半分程度となっており、新陳代謝が進んでいない。

もちろんコロナ禍など緊急時に対応した支援は必要だが、日本全体の賃金が長年上がっていない実態を踏まえると、長期間手厚い保護施策を続けていることで、負の影響も出てきていると言える。

そのため、改めて中小企業への保護政策の効果検証を行い、一律支援の見直し、特に非生産的な中小企業の市場退出を促し、社会全体の生産性向上、そして個々人の賃金上昇を目指すべきである。

## **(13) 規制をポジティブリスト（原則禁止、一部自由）からネガティブリスト（原則自由、一部禁止）へ**

日本では、産業保護を目的とした事前規制が多く、イノベーションの阻害になっている。例えばUberなどのシェアリングサービス、ドローン、暗号資産などの規制が挙げられる。マイナンバーの活用も、マイナンバー法によって用途が決められており、マイナンバー用途変更にはその都度法改正が必要となっている。

また、学校の校則を見ても、細かくルールが定められており、あらかじめリスクを抑える考え方は社会全体に浸透しているように思える。

しかし、現代のような変化の激しい、コロナ禍や戦争のような緊急事態がいつ起こってもおかしくない現状を踏まえれば、事前に細かく規制することによる機会損失は大きい。

そのため、原則禁止のポジティブリスト型の制度から、原則自由のネガティブリスト型へと変えていくべきである。



## **(14) 気候変動対策に合わせた雇用対策・産業転換の促進（公平な移行）**

日本では、産業転換における人的資本への投資が進んでおらず「公正な移行」は道半ばである。グリーン産業への転換を実現させるためには、政府の長期的かつ大規模な財政的、組織的支援が必要不可欠である。

EUでは「公正な移行基金」（2021年度～2027年度）として400億ユーロ（2022年2月レートで約5兆2680億円）の投資、投資誘導目標も1,500億ユーロ（2022年2月レートで約19兆7,550億円）としている。

対して日本では約10億円の基金しか設けておらず、より大規模な予算が必要である。また職業訓練や脱炭素産業における雇用創出による離職者の吸収を行うと同時に、新たな仕事へのフォローアップの支援を行っていく必要がある。

その上で、脱炭素産業への転換を促進するには、トップダウンによる規制も必要不可欠である。例えばEUではすでに自動車産業においてハイブリッド車を含むICE車を2035年に事実上禁止する方針を打ち出しており、産業界に対して脱炭素化の促進を行っている。

さらに、日本では、原発の再稼働、核燃料サイクルに関する議論が停滞しており、現在日本の使用済み核燃料再処理の事業費は14兆4400億円に達している。

ロシアによるウクライナ侵攻を背景に、エネルギー不足もさらに懸念される状況になっており、国内のエネルギー構成に対して中立的な視点から早急に原子力利用の有無に対する議論を再開すべきである。

## **テーマ2：ジェンダー**

個人、特に「女性」の自己決定を尊重するためには、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について理解を深め、社会環境を整備することが重要である。そうした観点から以下、提言する。

### **(1) 安全な人工妊娠中絶を受ける権利の尊重**

WHOは安全な中絶として妊娠初期の中絶に中絶薬と吸引法を推奨しているが、日本では中絶薬は認可すらされていない現状がある。また推奨をされていない掻爬法を使い続けている医療機関も存在する。中期中絶でもWHOが推奨する中絶薬もD&Eは使われておらず、旧来の分娩法が採用されている。安全な中絶を受けるといった権利を侵害した現状を改善し、中絶薬の認可・推奨された安全な中絶法の採用を行うべきである。

2021年12月にラインファーマ株式会社が、日本初となる「飲む中絶薬」の承認申請を行ったが、国内での価格が高額になるのではと懸念されている。そもそも日本の中絶手術の料金は高く、イギリスやフランスなどの先進国では健康保険が適用され、無料のところも多い。WHOによると、経口中絶薬の世界の平均卸価格は700円台となっており、安く利用できるようにすべきである。

また刑法第212条「妊娠中の女子が薬物を用い、またはその他の方法により、墮胎したときは、一年以下の懲役に処する」とする墮胎罪や中絶には配偶者の同意が必要とされる母体保護法は女性の性と生殖に関する自己決定権を侵害するものであり、国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して2009年と2016年の二度にわたり女性差別撤廃の観点から墮胎罪と母体保護法の見直しを求めたが、政府はいまだに応じていない。求めを真摯に受け止め、是正する必要がある。

## **(2) アフターピルのアクセス改善、各自治体による性に関する情報発信**

各自治体が性教育・性に関する情報を活発に発信していくことで、妊娠等の性に関することで不安を持つ人が性に関する情報を得る機会が増えるため、望まぬ妊娠を未然に防ぐことができる。

一般社団法人全国妊娠SOSネットワークによると、妊娠SOS相談窓口の設置が自治体間によって格差があるとの情報がある。また、対応時間も24時間対応、曜日に限られる、予約制など差が見られているため全国の自治体で統一した対応をお願いしたい。

また、避妊薬の1つであるアフターピルの入手方法が分からない、値段が高いといった若者の声もある。アフターピルをOTC化（ドラッグストアで買うことのできる薬品）にすることを目指しアクセスの改善に努めていただきたい。

### (3) 痴漢対策の強化

痴漢は日常に存在する最も身近な性犯罪である。しかし、このように被害を受けている人、特に若い女性が多いのにも関わらず、十分な対策が行われていない。そこで、以下のことを求める。

- 痴漢報告後の取り調べのプロセスを見直す
- ワンストップ支援センターの増設と周知を行う
- 痴漢事件の迷惑防止条例での取り締まりを見直す
- 性犯罪についての充実した教育を行う
- 学校での痴漢ルールを作成する
- 痴漢の加害者が早期に長期で再発防止プログラムを受けれるようにする
- 女性専用列車を増やす
- 省庁横断型の連絡協議会の設置
- 性被害を受けた時の対応をまとめた資料（学校安全参考資料）を各家庭に配る

痴漢や盗撮など性的逸脱の中には、本人の意思では止められない性依存症の人が含まれる。一方でそのような人たちに対する治療の取り組みは十分ではない。性依存症は他の依存症同様に罰や反省で行動が改善される訳ではなく、医療や心理の専門家とともに治療を行う必要がある。よって、性犯罪加害者に向けた一次、二次、三次予防への取り組みを求める。

- 一次予防は性教育と啓発。加害者と被害者、傍観者を生み出さない性教育の実践と性依存症は治療が必要であるという広報を求める。
- 二次予防は早期、長期の治療。当事者が一度捕まったら早い段階から医療に繋がれ、治療を受けられるような環境づくりを求める。
- 三次予防は再犯防止。刑務所内での再犯防止プログラムR3で学んだことが社会に出ても生涯学び続けられる環境づくりを求める。

### (4) 生理用品の軽減税率適用化もしくは公共施設（学校等）で無償配布

生理用品は女性にとって生活必需品であり、新聞購読よりも重要性は高い。近年、カナダやオーストラリア等の国々が生理用品を課税対象外にしており、日本も生理用品に軽減税率を適用すべきである（オーストラリアではコンドームなども非課税）。

また、「生理の貧困」を解消するため、イングランドやニュージーランド、フランス等では学校で無償提供を行っており、日本でも同様の取り組みが求められる。

#### **(5) 学校での生理休暇の導入**

日本の労働者には、生理日の体調不良で働くことが難しい場合に「生理休暇」を求める権利がある。一方、このような生理休暇の制度は小学校や中学校、高校には基本的でない。今の制度では生理が理由で欠席や早退をすると成績や内申点に悪影響が出てしまい、（女子）生徒に不利な状況である。そのため、生理が理由で休んでも悪影響が出ないように、学校での生理休暇の導入を求める。また、生理の症状が軽い人や、生理を経験しない同級生や大人からの生理休暇への理解が得られるよう、より実践的な生理教育を学校で行うことを求める。

#### **(6) 選択的夫婦別姓制度の実現（民法750条の改正）**

現行の民法のもとでは、結婚した際に男性または女性のいずれか一方が必ず姓を改めなければならず、手続き上の負担や仕事上の障害（アカデミック等の個人名での業績を引き継げない等）を強いる結果となっている（96%は女性が姓を改めており、特に女性への負担が大きい）。最近では、一人っ子の世帯も増えており、姓を残すためにも「選択可能」にすべき。世論調査の結果を見ても、若者世代を中心に国民が制度変更を求めているのは明らかである。

#### **(7) 同性婚の法整備化**

ふうふは家族の基礎を構成するための社会の基本単位である。現行民法は標準的家族モデルとして、男女のカップルの元に生まれる嫡出子を前提としている。すなわち、現行民法のもとでは婚姻と生殖が一体化されているのである。しかしながら、人が自身の持つ性的指向に関わらず、自分の選んだパートナーと共に暮らし結婚しようとすることは、人生における重要な選択であり、それは憲法13条の、人が「個人として尊重されるため」に不可欠な基本的人権

だといえる。2020年5月時点で、世界中の29の国・地域で同性婚の法整備化が進んでおり、G7においては日本以外の各国が同性パートナーへの法的保障を行っていることから、同性カップルか異性カップルかによって、異なる扱いをすることは差別的であるという認識が広まっている。パートナーの性別によって異なる待遇を受けることは、憲法14条の「法の下での平等」さえも侵害していると言えるのではないか。またこの問題は、若者の同性カップルに限った問題ではなく、同性婚を望み続けた末に人生の終わりを迎えた人もいるという多世代の問題だ。それゆえ、早急に民法や戸籍法などの法改正を行い、同性婚を法整備化すべきである。

#### **(8) LGBTQ+への差別禁止を法整備化**

日本ではゲイやレズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダー等の個人の性的指向を理由に、就職や不動産探しなどの際に不当な差別を受けるケースが多数起きている。また、セクシュアルマイノリティの自殺率は、シスジェンダーでヘテロセクシュアルのマジョリティと比較して高く、実態は深刻である。また、G7の中でセクシュアルマイノリティに対する差別禁止を定めた法律が未だ整備されていないのは日本だけという実情も踏まえると、マイノリティの権利がマジョリティの意見や理解不足によって侵害されない、公平な社会づくりのために、差別の現状を可視化し、不当な差別を禁止する法律の制定が早急に必要である。

#### **(9) 子どもに関わる業務に就く大人（教職員・保育士・ベビーシッター・習い事の先生等）による性暴力に対する罰則強化**

子どもに関わる業務に就く大人による性暴力は、他の暴力同様許される物ではない。しかし、性暴力は他の暴力とは違い当事者が声をあげるのがより一層難しい暴力である。なぜなら本人がそれが暴力であると気づきにくい他、仮に声をあげても被害者に落ち度があったという「セカンドレイプ」が起きやすいからだ。また、学校や習い事の教室などの教育の場では、生徒に対して教員が権力を持っておりその関係は対等ではない。そのため、より被害を訴えにくくなりやすい現状がある。そして、性被害は一瞬で過ぎ去るものではなく、被害者はその後も継続的に被害経験と付き合っていかなければならないため、その防止には積極的

に努めなければならない。加えて、平成27年犯罪白書にもある通り、「性犯罪再犯率は13.9%であり、全再犯ありの者のうちの67.4%を占め」ており、性犯罪の再犯率は極めて高いことから特別予防の必要性が高い。しかし現在、性犯罪者に向けた特別予防制度が整っていない以上、一般予防に注力せざるを得ない。

このような被害の特殊性・被害者の親告の難しさ・特別予防をはじめとする制度的瑕疵などの影響により、加害者が同じようなことを繰り返さず被害者をなくすためにも、性暴力を行った子どもに関わる業務に就く大人に対する罰則の強化を求める。2021年5月に参院本会議にて可決された児童生徒性暴力防止法によって、性暴力事件による懲戒免職処分を受けた教職員について、後の免許再交付を拒否できるようになった。

しかし、これは無期限で免許取得が出来なくなるものではなく、性犯罪者による被害者やその類似の子どもたちが居る場への再就職を否定できない点、教職員に限定されその他の民間の教育現場で働く大人への適用はない点において不十分である。学校をはじめとした子どもが学習する場は子どもが守られる場であって、子どもを危険にさらすような場であってはならない。子どもがより安心して生活ができるためにも、暴力は無くしていくべきである。

#### **(10) 男性へのHPVワクチン接種の勧奨**

子宮頸がんは性交渉でうつる感染症だが、年間約1万人が罹患し、約2,800人が死亡しており、患者数・死亡者数とも近年漸増傾向にある。諸外国では、男性にも定期接種している国が多く、子宮頸がんと同じウイルスが引き起こしている、男性の中咽頭がんへの予防にもつながる。

#### **(11) 障がいがあり子育てをしている国民に対する支援制度の創設**

現在施行されている障害者総合支援法には子育てをするすべての障がい者に対する支援制度は存在しない。障害者年金などを受けていると、育児支援も受けづらい。

歴史的にも障がい者は旧優生保護法の不妊手術からわかるように性や結婚の当事者とは見なされていない。一方で実際に子育てをする障がい者は様々な困難を抱えている。障がい者総合研究所の2018年調査によると約7割の障がい者が出産子育てにおいて不安があると回答

している。さらに、親が十分に子どもを養育できないということは、虐待やヤングケアラーの問題にも繋がっている。加えて、近頃発生している乳児死体遺棄事件からも、支援対象を障がいのボーダーラインに属する人まで広げた上でのより手厚い育児支援、そして気軽に相談ができる窓口の周知なども必要だ。これらのことから、障がいのある国民に対する支援制度づくりを求める。

また、障がい児の子育てに関する支援も不足している。たとえばダウン症の子どもの成長を助ける「療育」を受けるために、頻繁に大きな病院に行かなければならず、共働き世帯にとって時間的にも費用的にも非常に大きな負担となっている。障がい児だと受けられない保育サービスも多く、自治体のHPでも情報が不足している。

## **(12) 包括的性教育の拡充**

日本の性教育の現状として、妊娠の経過や性交、コンドームの正しい使用法や、性感染症の予防策、DV対策、LGBTQについて等、リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために必要な内容が生徒に教えられていない。

朝日新聞のアンケート（2018年5月14日）によると、性交の意味を約90%が中学校までに知っているが、「学校以外で知った」が93.6%であり、学校で正しい知識を学ぶ前に、友人やメディアの情報で覚えているのが実情である。ホワイトリボン・キャンペーンの調査では、性自認、性的指向、性表現を理由としたいじめやからかいは小学1年から起こっていることも明らかにされている。早いうちから性の多様性について学ぶことで、こういったいじめやからかいもなくなる事が出来る。

また、性教育において国際的なスタンダードである、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」は科学的根拠に基づいており、包括的性教育が「初めての性交」を「遅らせた」37%、「有意の影響なし」63%となっている。

包括的性教育が初めての性交を早めたという結論を導き出した調査研究は皆無であり、早いうちからの性教育は「寝た子を起こす」、性に対して奔放になって危険といった見方は誤りである。初交年齢が遅くなる、性交渉の頻度が減る、性的パートナーの数が減る、リスクの高い行為が減る、コンドーム（ガイダンスでは避妊具ではなく、性感染症の予防手段として扱われる）の使用が増えるなど、性行動に対して慎重になることがわかっている。

若者のウェルビーイングに不可欠である、人権尊重、ジェンダー平等、多様性を含む肯定的な価値観、安全で健康的で肯定的な関係性を構築するための態度とスキルを学ぶ包括的性教育を積極的に推進すべきである。また、それを進めるための予算確保、環境整備も同時に進めるべきである。具体的な取り組みとしては下記を求める。

▷生殖としての性交だけでなく、多面的な内容の包括的性教育を学べる学習指導要領への改定（歯止め規定の撤廃）

▷国際セクシュアリティ教育ガイダンスに沿った学習プログラムの構築・実施、現教員、保育士、幼稚園教諭、養護教諭に対する包括的性教育研修の計画・実施

▷教員、保育士、幼稚園教諭、養護教諭の養成課程に必須科目として包括的性教育の導入

▷看護系大学生を中心としたピアエデュケーターの育成

▷スウェーデンのユースクリニックを参考にした相談窓口の設置（東京都では2022年度に東京版ユースクリニックが創設予定）

▷教員、保育士、幼稚園教諭の負担軽減、処遇改善

▷助産師会などの外部講師の活用、出張授業のシステム化、予算の確保

▷各自治体による保護者、養育者などへの情報提供、教育

### **(13) 生理教育の実施**

「生理の貧困」解消や「生理休暇」導入を進めるためには、社会的な理解が重要であり、生理を経験する人もしない人も充実した生理教育を受けるべきである。生理ナプキンの使い方や生理の仕組みだけでなく、生理痛や月経前症候群、婦人科に行くべきタイミングや生理を取り囲むスティグマなど、実践的で詳しい内容を教えてほしい。充実した生理教育を生徒全員に行うことを求める。

また先生の中にも生理に対する十分な理解を持っている人が少ないため、副教材の開発や、外部講師による研修などを通じて教育を行うことを求める。

### **(14) 女性議員の増加**



世界経済フォーラム「ジェンダーギャップ指数」で、2021年時点で、日本は156カ国中120位と顕著に男女平等が遅れているが、中でも政治分野が遅れており、女性議員の増加が求められる。より強制力のある「クオータ制」の導入を進めるべきである（拘束名簿式の比例代表制によって男女交互にする、候補者の男女差が2%を超えた場合は政党助成金を減額する）。

## テーマ3：教育

日本では長年、グローバル化やIT化などで急激に変化する社会を前に、国際的な視野で新たな社会を創造する人材が求められてきた。また、コロナ禍で子どもたちのニーズ多様化、学習意欲の低下やDX人材不足など教育分野における課題が顕在化し続けている。

しかし現状、こうした課題に対する解決策が十分に行き届いていない。その背景には、「子どもを枠にはめ、はみ出しを許さない風潮が根強く残る」従来の学校教育制度があると考えられる。教師から生徒への一方通行の「受動的」かつ画一化・均質化を求める「同調圧力」により、生徒一人一人を主語にした教育が軽視されてきた。したがって、今後は「主体的・対話的で深い学び」を主軸とした「令和の日本型教育」に変革する必要がある。

そうした観点から、以下提言していく。

### 1. 初等・中等教育の抜本的見直し

#### **(1) 教員の労働環境改善**

以下で述べていく提言の内容を実施するためには、教員のスキルアップも欠かせないが、現状は過酷な労働環境のもと、教材研究をする時間もない状況になっている。

現在教員の勤務環境の「ブラック化」を背景に、教員を目指す学生や教育系の大学進学を志す生徒が減少している。また、文部科学省が2022年1月末に発表した調査結果によると、2021年4月時点で、全国の公立学校1897校で、2558人ももの教員が不足している。児童生徒の教育環境をよりよくするためにも、一刻も早く、教員の労働環境改善が必要である。

2021年から国家公務員には適切な残業代が支払われるようになったが、教員には残業代を支払わない給特法があることによって、超過勤務が増えたとしても国も自治体も財政上は圧

迫しない。それによって、残業時間を抑制するインセンティブが働きにくく、過酷な労働環境が改善する方向に進んでいない。そのため、給特法を廃止し、残業には残業代の対価を支払うべきである。

## (2) 義務教育の多様化

小中学生の不登校の生徒数が19万人以上、過去最多となるなど、画一的な学校に「苦しさ」を感じている子どもが増えている。実際、社会は多様化する一方、学校の多様化は非常に遅れている。

2016年に教育機会確保法が成立したが、フリースクールはNPOなど多様な主体が運営していることから、地域間格差や質の格差、費用負担が大きい。一定の質を担保するために、国として広く支援し、子ども・家庭が安心して通えるようにすべきである。

またオルタナティブスクール、つまりそれぞれの子どもに合った学校が多く存在するオランダやフィンランドでは不登校児が少ないと言われる。

日本でも、2021年4月に岐阜市に「不登校児専門公立中」（岐阜市立草潤中学校）が開校、2022年4月に広島県福山市では、公立初の「イエナプラン教育」を取り入れた小学校（常石ともに学園）が開校予定、2023年4月には起業家教育も行う「神山まるごと高専」が開校予定となっており、徐々に時代に合った新しい学校が広がり始めている。こうした動きをさらに加速させるべきである。

現行の制度では、学校教育法とその関連法規で修学年限が規定されており（6歳で小学校1年生に上がるという学校教育法第17条の規定など）、さらに、文部科学省によって学校にはそれぞれに設置基準が定められ、その中で同学年で学級編成しなければならないことが定められている。そのため、原則的に同じ年齢の子で学級という集団を作らなければならない、また「学年」を前提に作成されている学習指導要領の見直しも必要である。

同時に、複数回の大学入学時期や、飛び級、早期卒業などの取り組みも求められる。

特定分野に特異な才能のある児童・生徒について、これまでスポーツや文化などの分野では学校外において特異な才能を伸長するシステムが作られてきているが、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する教育（才能教育）に関して、その特異な才能を定義し、見いだ

し、適切に伸ばさせていくシステムは教育課程内には全く整備されていない。特異な才能のある児童生徒の認知や発達の特徴として、学校生活では教科書を全て理解していて授業で暇をもてあましたり、言語能力や思考力が著しく発達していることで同級生との会話や関係構築が難しかったりという特性に伴う困難を抱えていることがあることも多く指摘されている。

そのような特異な才能のある児童生徒に対して適切な教育を施すことを目的とし、個人の習熟の程度、興味・関心等に応じた学習環境の充実を目標に、「飛び級」や「大学などの学外の機関との連携教育」を含めた制度改革を進めていくべきである。特に飛び級制度については大学・大学院への飛び入学だけでなく、入学者選抜が一般に行われておらず、課程の多様性が低いことから実際に多くの問題が生じている初等・中等教育にこそ積極的な飛び級制度あるいは同等の早習制度の整備を求める。

### **(3) 不登校の児童生徒への手厚い支援**

すべての子どもの学習権を保障するために、「就学義務」よりも「学習権保障」を重視し、そのために、学びのオンライン支援サービスを国主導で設置する。具体的には、全国の学校・教育支援センター・個人からの相談を常時受け付け、認定したNPO等と連携して個別学習計画の作成サポートを実施する。必要な支援とのマッチングを行うことで、「相談先がない、学ぶ場所がない」という子どもを生み出さない。また、学校教育法を、就学義務ではなく、学習権を保障するものに改正すべきである（例：第17条「就学させる義務」を「普通教育を受けさせる義務」に）。

### **(4) ボーディングスクール（全寮制学校）の拡充**

インターネットの普及やMOOC（大規模公開オンライン講座）が広がる中、学校で学ぶ意義は、知識よりも、体験を通じた学習になると考えられる。具体的には、学校生活を通じた探究心やリーダーシップ、コミュニティをより良くしていくための他者の尊重や自己調整である。OECD「Education 2030」でいう、エージェンシー、コンピテンシーである（①新たな価値を創造する力、②対立やジレンマに折り合いをつける力、③責任ある行動をとる力）。そしてそれらの能力を身につけるためには、コミュニティの中で過ごすボーディング

スクール（全寮制学校）は非常に有効であるが、日本では数が限られる上、その多くが費用が高く設定されており、ハードルが高い。

一方、広島県立初のボーディングスクールとして、2019年4月に開校した中高一貫教育校である「広島県立広島叡智学園」の初年度の志願倍率は9倍にも上っており、ニーズは高い（寮費年間約45万円、諸費約22万円）。より広く利用しやすいように、公立のボーディングスクールの設立を支援していくべきである。

#### **(5) 国際バカロレア認定校拡大のための十分な予算・人員確保**

日本の国際競争力向上には教育のグローバル化が重要であり、幼い頃から外国人と関わり国内から海外大学も目指せる教育体制が不可欠である。しかし現状、そうした取り組みは十分に行き届いていない。その象徴として、日本は全世界共通の大学入学資格につながる「国際バカロレア（IB）」が得られる認定校の数で、先進国から大きく後れを取っている。具体的に、日本は172校（2021年9月末時点）にとどまっており、中国では230校、米国ではすでに2000校近くが認定されている。その背景の一つには予算の少なさが挙げられる。年々上昇しているとはいえ、認定校を維持するのに年間数百万を要するのを鑑みると、2021年度の1億1千万円は非常に少ない。加えて、英語で授業を行う教員とその人件費を確保する必要もある。まずは、これらの費用を上乗せしやすい私立よりも、上乗せしにくい国公立から優先的に支援を拡充させるべきである。

#### **(6) 部活動強制加入の撤廃**

学習指導要領によれば部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」とされており、制度上は「参加は任意である」とされている。しかし、実態として少なくない公立中学校・高等学校で部活動が強制されていることが平成29年度のスポーツ庁の調査により明らかになっている（それぞれ約30%、15%）。

平成30年3月にスポーツ庁、12月に文化庁がそれぞれ運動部・文化部の「活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、部活動への参加を強制しないよう、留意しなければならないことが明記された。それにも関わらず、現在も少なくない学校で部活動への加入・参加が強制され、生徒の自由を不当に侵害している現状がある。例えば岩手県では202

0年度150校の中学校のうち部活動が任意加入である学校は60校のみであるという実態が報道されており、このような自治体は岩手県のみに限らないと考えられる。また、高校入試における調査書（内申書）に部活動欄が記載されており、一部の都道府県、学校では入試として活用されている。こうした実態を踏まえ、改めて部活動の任意加入の徹底、生徒全員からの部活関連費の徴収の取り止め、調査書（内申書）の部活動欄の撤廃を求めたい。

#### **(7) 調査書の「出欠不問」**

中学・高校入試に利用される調査書に「出欠」が書かれることによって、身体的、精神的に不調だとしても、無理してでも出席しようとするインセンティブが働きやすい。しかし結果的に無理して出席することでさらに状況を悪化させかねない。

近年、調査書の「出欠」を不問にする自治体も増えてきており、たとえば広島県教育委員会は、調査書から出席日数、「総合的な学習の時間」・特別活動などに関する記述欄をなくしている（その代わりに自分で自己表現を書く）。こうした取り組みを全国的に広めたい。

#### **(8) ヤングケアラーへの支援**

2020年度に厚生労働省・文部科学省が行ったヤングケアラーの実態調査によると、「世話をしている家族がいる」という生徒の割合は中学生が5.7%でおよそ17人に1人、全日制の高校生が4.1%でおよそ24人に1人であった。世話にかけている時間は平日1日の平均で中学生が4時間、高校生が3.8時間と、勉強や遊びなどに支障をきたしている可能性が高い。そのため、ヤングケアラー・その家族に対する福祉・教育両面において支援を行えるように、行政との連携強化、ケアマネージャー、スクールソーシャルワーカーの人員強化を求めたい。

#### **(9) リービングケアの強化（児童養護施設出身者への支援）**

満18歳を迎えると、児童福祉法の規定で、子どもたちは児童養護施設から出なくてはならないが、保護者の支援なしに、学費と生活費を稼ぐのは厳しい。神奈川県横須賀市では、2022年度から、保護者から虐待を受けて自立援助ルームに避難している18歳から19歳の大学生などに対し、生活保護と同程度の金額を支給する新たな制度が設けられる（月に7万円

余りの生活費と学校に通う交通費を、生活が安定するまで最長で1年半支給)。大学生は生活保護制度の対象外となっているが、児童養護出身者や児童虐待等によって保護者の支援を受けられない学生などに対し、生活費の支援などを強化すべきである。

### **(10) いじめ加害者に対する出席停止措置の簡易化**

いじめがきっかけで、被害者は恐怖感などから不登校になったり、転校を余儀なくされたりするケースは珍しいものではない。一方、加害者は、何事もなかったかのように変わらない日常生活を送っている現実もある。

2021年に行なわれた名古屋大学大学院の内田良准教授のアンケートによれば、中学教員の45.8%、中学保護者の65.8%がいじめ加害者の出席停止を望んでいるという。しかし、実際はいじめ加害者に対する出席停止措置は2015～20年度の平均で1.2件であり、ほとんど機能していない。

出席停止の利用には、教育委員会が加害者を明確に特定し、被害者の教育に妨げがあることを立証し、かつ保護者の意見も聞くなどしなければならず、非常に時間がかかり、容易ではない。いじめ加害者に対する出席停止措置が容易に取れるよう仕組みを見直すべきである。

### **(11) こども基本法の成立**

子どもをめぐる問題を抜本的に解決し、教育、保健、医療、福祉等の子どもの権利施策を幅広く、整合性をもって実施するには、子どもの権利に関する国の基本方針はかかせない。憲法、子どもの権利条約で認められている子どもの権利を包括的に定める、こども基本法の成立を求める。

### **(12) 学校の役員に一定割合女性を**

国ごとの男女格差「ジェンダーギャップ」を調べた指数では、日本は156カ国中120位であり、内閣府の調査によると「社会全体における男女の地位の平等感」について、「男性のほうが優遇されている」と回答した人は74%にも上る。

教育現場でも、小学校の校長の約8割が男性であり、中学、高校になると、その割合は9割以上になる。この学校の体制におけるジェンダーギャップが子どもたちに大きく影響してい

るという専門家の指摘もある。このギャップを生み出している原因として、女性教員の93%が管理職になりたくないとアンケートに答えている現実があり、働き方や子どもの保育など社会的な構造を変え、教育現場において管理職のジェンダーギャップの解消に向けて積極的に働きかけていく必要がある。

### **(13) メンタルヘルス教育の強化**

将来への不安などを理由に若年層が起こす自死事件数が全国で過去最高を更新している。コロナ禍において、人と人との接触が社会的に避けられるようになり、この傾向はさらに高まると予想される。相談支援体制の充実、特にLINEなどより相談者が相談しやすい環境づくりを促進するべきである。

また、精神疾患に罹患する人の75%が25歳未満で発症し、さらに全体の50%は14歳までに発症すると考えられており、初期段階での介入には、医療以外の局面での気づきや連携、普及啓発が重要であり、児童・青年層においては初等中等教育機関やその教育カリキュラムが果たす役割が大きい。

そのため、幼少期からメンタルヘルス教育を実施することで、児童・青年層が精神疾患に対する理解を深め、これまでは専門的な支援に結びつかなかった初期段階での介入が可能になることが期待される。

### **(14) 学校給食費の無償化**

日本では義務教育ながら、学校給食費は家庭負担になっている自治体がほとんどとなっている（給食費の無償化ができていない自治体が95%以上）。他にも制服代や学用品、遠足や修学旅行など諸々費用を負担しなければならない。

子育て世帯の負担を少しでも軽減するため、学校給食費の無償化実現を求めたい。

## 1. 高等教育の拡充

### **(1) 大学設置基準（定員管理、単位互換、校舎面積）の見直しと通知の発出**

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて浸透したオンライン授業により、学生は受講する時間・空間を選択肢を選べるようになった。これを機に、国内外の複数の大学が連携し、学部

の枠も超えて学びの機会を提供できる可能性が高まっている。そのためには、オンライン授業で受講できる単位数上限を緩和し、定員管理を学部単位から大学単位へ移行させる必要がある。また、オンラインで受講する選択肢ができた以上、学生数に応じて校舎面積を規定する意味合いも薄い。

よって、大学設置基準における定員管理・単位互換・校舎面積の規定を見直し、各大学に通知を発出するべきである。

## **(2) 少人数制授業のためのTA増員・ジョブディスクリプション規定の義務付け**

オンライン授業に対して、学生と教員の間における意思疎通を不安視する声もあり、コロナ禍以前より続く、いわゆるマスプロと言われる一方通行の授業形態が影響していると見られる。一般的に、ゼミや研究室に入れない1、2年生向けの大講義授業では、教授から学生への知識伝達に終始している。

しかし、本来の大学は知識伝達だけでなく、「対話型」の授業を通して、異なる背景を持つ学生が互いに学び得る場所のはずである。「対話型」の学びを日本の大学が展開するには、一教員あたりの学生数を減らし、少人数での授業を実施できる環境を構築することが必要である。たとえば、2013年より東京大学で行われて成果を上げている、プレFD（ファカルティー・ディベロップメント）のような取り組みを国レベルで推進する。これは、主に大学院生が受講するTAのトレーニングシステムであり、適切な授業運営ができるようになった状態で教授のもとに付く。すると、学生を数人グループに分けてTAが議論を仕切ることで、大講義型授業においても「対話型」の学びが期待される。これによって学べるのは、学生たちだけでなく、教授の授業手法を学べる点でTAも含まれる。

しかし、現状のTAは雑務などの仕事に終始しているケースも多く、より積極的な活動を促すためにTAのジョブディスクリプションの規定を義務付ける必要がある。そして、各大学でTAを増やせるよう政府が支援を行い、より質の高い学びを実現すべきである。

## **(3) 給付型奨学金の拡充、大学授業料減額**

コロナ禍でも改めて負担の大きさが明らかとなったが、大学の授業料上昇とともに、授業料は学生・親への大きな負担となっており、世界的に見ても、日本の家計負担は非常に高い



(OECD諸国の中で高等教育費の家計負担割合はワースト2)。返済不要の給付型奨学金や大学運営費交付金を拡充することで、この負担を軽減すべきである。

また、大学院に入っても多額の授業料がかかるため、アルバイトなどをせざるを得ず、十分に研究に集中できる環境が整わない。大学院生向けの調査によると、実際、大学院生の29%が週当たり20時間以上をアルバイトに充てている。そのうち特に13.4%の大学院生が、週当たり40時間以上のアルバイトをしている。貴重な研究時間を削ってまでアルバイトに時間を割く理由としては、「生活費をまかなうため」が85.3%、「学費・研究費をまかなうため」が51.3%の回答を得ている。経済的自立策の不在と過重な学費負担により、大学院生は、生計を工面するために過度なほどのアルバイトを行わざるを得ない状況に置かれている。(アンケート出典：『2019年度 大学院生の研究・生活実態に関するアンケート調査報告書』 全国大学院生協議会)

また生まれた環境による格差を解消するため、親が大卒でない「ファーストジェネレーション」に対する支援も求める。

その上で、貸与型奨学金受給者への「不服審査請求権」の導入も求めたい。

現行の制度上、日本学生支援機構による「貸与型」奨学金の支給継続の是非は、学校の報告を受けた機構によって判断される。そのため、学校側に誤解があるという受給者の主張を聞き入れてもらえず、一方的に給付が打ち切られた結果、困窮するケースが生じている。一方、返済不要の「給付型」奨学金の受給者には打ち切り決定に不服審査を請求できる仕組みがあり、2020年度には約30件発生している。したがって、貸与型奨学金受給者に不服審査請求権が認められるよう、人件費などの予算措置を講じるべきである。

#### **(4) 若手研究者のために大学での保育施設の拡充&出産・育児と研究者の両立に関する支援**

近年、社会人学生が増える中で子どもを持つ学生・若手研究者が増えてきており、今後リカレント教育が推奨される中でさらに増えることが予測されるが、大学には保育施設が不十分で子どもを持つ(特に女性の)若手研究者や学生は研究がしづらい環境にある。

また現状、出産・育児・介護・傷病により研究を中断せざるを得ない者に対する保障が乏しく（学振特別研究員の場合は無給になる）、研究職を諦めることを余儀なくされる者も少なくないので、手当を出すことを考えるべきである。

さらに、産休・育休の間、研究費が使えないために、たとえば研究代表の女性研究者が子供を産む選択をすることが、研究チームの研究員や支援員を解雇することと同義になってしまっている現状が存在する。今後、女性研究者を増やしていくためにも、育児休業中であっても研究の部分的継続が可能な仕組み、出産・育児等による任期延長、産休・育休中にも研究費を執行できるよう改善を求めたい。

## **(5) アカハラ・セクハラ防止**

教員という立場を利用して学生に嫌がらせをする「アカデミック・ハラスメント（アカハラ）」や性的嫌がらせをする「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）」（対象は男女を問わない）や女性研究者に対する「マタハラ」、育児を率先して行なう男性に対する「パタハラ」などが問題となっている。

しかし、研究室内、大学内という閉鎖的な環境で起こっているために、大学内部の相談窓口にも訴えても、調査されなかったり、ハラスメントをしたとされる人に訴えがあったことが通告され、訴えた人の立場が危うくなるケースも存在する。

そのため、独立した対応機関の設置、具体的には所属機関の垣根を超えたアカハラ対策委員会を政府が設置し、大学の懲戒委員会とも連携して、迅速に事案が解決されるような制度を作るべきである。また、同時に、情報公開の徹底、キャンパス・ロイヤー制度・被害者救済制度の強化も求められる。

さらに、被害を受けた研究者の今後の研究活動に支障が出ないよう、大学でハラスメント加害者として懲戒処分を受けた教員を、日本学術振興会の審査員として任命することがないよう、学振には制度を作って頂きたい。

## テーマ4：若者の政治参加

### (1) 学校内民主主義の法制化

児童生徒が最も身近な社会である学校のルールメイキングに参画することは子どもの権利条約に規定されている「権利」であり、社会参加意欲の向上、大人への信頼獲得、ひいては社会参加の促進に繋がる。2021年には熊本市が学校管理規則の改正やガイドライン策定、岐阜県教育委員会が校則改定プロセス明文化を通知、そして6月に文部科学省が理不尽な校則を見直すよう通知を発出するなど、校則改正を切り口に学校内民主主義が着実に浸透しつつある。

しかし大阪で行われたブラック校則に関する判決では、学校がいまだ「治外法権」であることが確認されており、学校内民主主義の実施は学校側の善意に頼っている。そのため、憲法で定められた子どもの権利は学校内においても認められることを明確化し、校則改定の際、子どもの意見を踏まえることを規定した法制化の実現を求める。

### (2) 主権者教育の出前授業などを行う政治的教育機関（NPO等）の支援拡充

2021年3月に報告された主権者教育推進会議の最終報告書では、「国による副教材や教師用指導資料の作成、学校・教育委員会とNPO・シンクタンク等とが連携した主権者教育の推進」の重要性が確認されている。しかし主権者教育の出前授業を行うNPO等の事業が持続可能であるとは必ずしも言えない。そこで総務省が主権者教育に関して計上している予算1.5億円の一部を該当するNPO等への助成金に当てるなどの支援拡充を求める。

### (3) 主権者教育、若者の政治参加を妨げる公職選挙法の改正

公選法137条2「未成年者の選挙運動の禁止」を撤廃、公選法142条「文書図画の頒布」は、学校の授業で政党のマニフェストを活用する妨げる恐れがあるため教育目的の場合は可能とする、同様に、公選法143条「文書図画の掲示の禁止」も規制緩和、公選法164条3「他の演説会の禁止」は選挙期間中に、候補者や政党関係者を学校に招いて演説会を行うなどの取り組みを妨げているため撤廃すべきである。

### (4) 被選挙権年齢の一律18歳への引き下げ

選挙権年齢は18歳に引き下げられたが、25歳・30歳未満は出馬する権利さえ与えられていない。その結果、政治家の平均年齢も高く、20代の国会議員は常にゼロか数える程度しかない。被選挙権年齢の引き下げによって就職・出産・子育ての当事者である若手社会人の出馬が可能になり、当事者の声を政策に反映させる足掛かりとなる。

#### **(5) 審議会に「若者」枠の設定、各大臣にリバースマンターの導入**

政府や地方行政が行う審議会等は、構成員の平均年齢が非常に高く、若い世代の声が反映されていない。日本の国政選挙で最も若い世代の投票率の高い山形県では、県の審議会に若者枠（20-30歳代）を作り、日常的に政策の意思決定に若者を関与させている。

台湾では各担当大臣の下に「リバースマンター」である35歳以下の若者をインターンシップ生として受け入れることで、柔軟な政策立案に貢献する制度が導入されている。

#### **(6) 若者議会、若者協議会の設置**

若年層を対象にした「若者議会」「若者協議会」を国・広域自治体・基礎的自治体で実施すべき。その際、「意見を聞いて終わり」というような形骸化を避けるために、一定額以上の予算決定権、活動費を与えることが重要である。

#### **(7) 若者政策担当大臣・子ども若者省の設置、担当大臣と若者との定期的な意見交換会開催**

現在、若者対象の施策を行っている内閣府、文部科学省、厚生労働省等は全年代層を対象にしており、人口構成・政治環境を考慮した結果、若者への優先順位が低くなっている。そのため、子ども・若者向けの新しい省を独立して作ることで、若者世代向け政策の優先順位を上げ持続的・包括的な施策を行えるような仕組みを作ることができる。同時に、若者政策担当大臣を置き、若者の代表（若者協議会）との定期的な意見交換会を設け、若者の意見を汲み取るべきである（若者政策担当大臣がない現状では文部科学省や厚生労働省の大臣・副大臣等）。

#### **(8) 立候補休職制度の制定**

立候補のハードルを下げるために、「被用者が公職の候補者となる場合、最大6ヶ月の休職が請求できる」「立候補や議員活動を理由とした解雇は認められない」ことを盛り込んだ、立候補休職に関するガイドラインを制定し、周知を徹底させるべきである。

### **(9) ネット投票の実証実験の実施・本格導入**

人口減少・過疎化が進行している地方では、投票所の数を縮減する傾向にあり、年配の方が投票に行くのがますます難しくなっている。また台風や大雨等の大規模災害が各地で頻発し外出が危険な場合であっても、インターネット投票であれば家から投票することが可能になる。2022年7月に行われる参院選において、在外邦人を対象にネット投票の実証実験を行うべきである。そこで得られた不備や欠陥等に基づいてシステムを改善し、本格導入を準備すべき。

### **(10) 選挙投票日を休日に**

日本、特に若年層の投票率が低下傾向にあるのは周知通りである。隣国である韓国は、大統領選において8割近くの投票率に達しているが、その一因として、投票日を水曜日に、その日を休日に行っていることが挙げられる。水曜日にしているのは、連休になることを避けるためである。また投票率の高いスウェーデン王国議会で、選挙は任期4年ごとに行われるが、選挙日は9月の第3日曜日であり、コミュン議会・県議会と同時に実施される。

このように日程を休日にすること、固定日にすることは、投票率向上のための施策として有効ではないかと考える。

### **(11) 不在者投票制度の周知、手続きの簡素化**

高校卒業時に進学や就職で親元を離れても住民票はそのままというケースは多く、投票時に自治体に事前に投票用紙の交付を請求しなくてはならない。インターネットで手続きを完結させる等の制度的な簡素化は進められているが、専用のマイナンバーカード読み取り機を準備しなければならない等、まだまだ使い勝手の良いものになっていない。パソコンやスマートフォンで手続きを完結できるよう更なる簡素化を行なっていくべきである。

## **(12) 供託金の引き下げ**

日本の選挙委託金は「世界一高い」とも指摘されており、過去には立候補の自由を奪う高額な委託金は憲法違反だとして訴訟も起きている。売名行為等の防止のためには新たなルール・枠組み作りをするべきであって、トラブルの防止策を委託金に集約させるべきではない。金銭的に余裕のない人も自由に出馬できるよう委託金の撤廃、もしくは引き下げを行うべきだ。

## **(13) 参議院におけるクォータ制・定年制の導入**

現在の日本の議員内訳を鑑みると、30代以下の若手議員・女性議員の比率が極端に少なくなっている。現に2021年に行われた衆議院選挙では30代での当選議員は全体の4.7%、20代で当選を果たした議員は1名のみであった。ジェンダーギャップも同様に深刻であり、女性議員の割合は9.7%と一桁台に戻っている。こうした偏った議会の構成では、国民の広く多様な意見を吸い上げることができているとは言い難い。そこで北欧諸国や隣国の韓国でも導入が進み、各国で対象の占める割合が3~4倍上昇したクォータ制を日本でも導入するべきだ。

具体的には、比例名簿の上位に若手候補者・女性候補者を位置付ける法律を制定し、比例代表制による候補者がより多くを占める参議院より順次、年齢及び性別間の平等性を担保していくべきである。また合わせて、比例名簿を作成する際に年齢の上限を定めることもシルバーデモクラシーに対抗する手段となるであろう。

## **(14) 政党学生部の活性化**

選挙権を得る前から政治と関わる機会を提供するためには、各政党の学生部（青年部）は本来重要な役割を持っている。しかし、日本では、参加している若者の数は少なく、存在感も薄い。その大きな要因は、学生部が議員インターンシップや選挙手伝い、勉強会などのサブ的な位置づけにあると考えられる。諸外国では、学生部（青年部）は、党本部から独立し、政策提言や推薦などを行っており、意見が尊重されている。日本でも党員年齢資格の16歳への引き下げ、学生部（青年部）の提言を政党の公約に反映するなどの取り組みを求めたい。

### **(15) デジタル請願の設置**

台湾やイギリスでは、議会のHPで民間からの請願（提言）を受け付ける仕組みがあり、一定数以上の賛同が集まると、議会もしくは行政機関が具体的に対応しなければならないことになっている。日本でもデジタル時代に合わせた政治参加の方法を模索するべきである。

### **(16) 若者の政治参加推進基本法の策定**

若者の投票率低下、若手政治家の不足、政策決定過程の若者不在など、若者の政治参加にまつわる課題の数々を解消するため、「若者の政治参加推進基本法」の策定を求める。

法案の柱としては、投票環境向上（ネット投票等）、主権者教育の拡充（政治的中立性の緩和、若者団体・NPOへの支援等）、意思決定への参画（政府審議会への参加、若者議会・若者協議会の設置等）、若者の出馬への支援（被選挙権年齢・供託金引き下げ、立候補休職制度等）、若者の政治参加促進体制の強化（若者政策担当大臣、若者の政治参加の日設置等）とする。

# 日本若者協議会 若者政策に関する提言2022

## 問題意識

- ・画一的な、変化に弱い社会モデル
  - ・個人の価値観より社会規範が強く、幸福度の低い社会
- 自己決定権を尊重した社会に

### 労働・社会保障

- ・福利厚生社会化・規制緩和
  - ・現役世代への家賃補助
  - ・職業訓練の大幅拡充
  - ・産官学連携の人材育成の仕組みや公労使連携の再就職支援組織の創設
  - ・給付付き税額控除
  - ・解雇ルール明示化
  - ・長時間労働の是正
- など



### ジェンダー

- ・リアプロダクティブ・ヘルス/ライツの重視
  - ・包括的性教育の拡充
  - ・中絶環境の改善
  - ・アフターピルのアクセス改善
  - ・痴漢対策の強化
  - ・学校での生理休暇の導入
  - ・子どもへの性暴力罰則強化
  - ・男性にHPVワクチン接種勧奨
- など

### 教育

- ・生徒主体の学びに
  - ・義務教育の多様化
  - ・不登校の児童生徒への手厚い支援
  - ・部活強制加入の撤廃
  - ・こども基本法の成立
  - ・教員の労働環境改善
  - ・大学設置基準の見直し
  - ・研究者の出産・育児両立支援
- など

### 若者の政治参加

- ・学校内民主主義の法制度化
  - ・若者団体への支援
  - ・被選挙権年齢の一律18歳に
  - ・審議会に「若者」枠
  - ・若者議会の設置
  - ・若者政策担当大臣
  - ・選挙投票日を休日に
  - ・立候補休職制度の制定
  - ・ネット投票の導入
- など

